

Title	ワイマル末期におけるC・ シュミットの政治的位置について
Sub Title	Zu Carl Schmitts politischer Stelle in Weimarer Endzeit
Author	中道, 寿一(Nakamichi, Hisakazu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.12 (1988. 12) ,p.117- 135
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	多田真鋤教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19881228-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ワイマル末期における

C・シュミットの政治的位置について

中 道 寿 一

- 一、はじめに
- 二、H・ムートの解釈
- 三、J・W・ベンダースキーの解釈
- 四、若干のまとめ

一、はじめに

A・ローゼンベルクは、『ヴァイマル共和国史』の中で、共和国の崩壊について次のように述べている。「一九三〇年一月一八日、ブリュネニングの支持者と社会民主党から成る国会多数派は、政府の緊急令を委員会に付託すべきこと、当面のブリュネニングにたいする不信任案の討論を打ち切り議事日程に移るべきことを討議した。これでもって、国会多数派は違憲独裁にたいする闘争を停止した。これはワイマル共和国の臨終であった。以後ドイツでは一つ

の独裁政府が他のそれと交替したにすぎない」と。⁽¹⁾しかし、共和国は、彼の「臨終」の診断からヒトラー政権成立によるその死まで二年以上命脈を保っていたのであり、そこへ至る過程も決して直線的に突き進んだわけではない。その短い期間にも、幾つかの局面で歴史的事実とは異なる方向へ進み、異なる結果をもたらす可能性が残されていた。E・コルプの言うように、ナチスは一度も議会の多数を占めたことはなかったし、ヒトラーは自らの政治目標が「共和国の破壊、民主主義の廃止、あらゆる政敵の情容赦なき抑圧と迫害にあること」⁽²⁾を常に公言していたにもかかわらず、一九三三年一月三〇日ヒトラーが大統領内閣の首相に任命されたということは、それまでに共和国の政治体制の分解が進んで、「今は非常事態の宣言か、ヒトラーに首相官房を委託するか、の二つ以外に道がない」と大統領およびその側近達が信じたからにはほかならない。この二者択一の状況こそ、「ワイマル共和国の議会制民主主義を、右翼勢力に支配された権威主義的国家に転換させようとする公然たる意図のもとに、計画的に推し進められた」⁽³⁾結果であり、決して「運命的なもの」ではなかった。「ワイマル共和国の崩壊」における大統領内閣制の問題はそこにある。

A・ローゼンベルクによれば、「ドイツの反革命的ブルジョアジーの二つの大きな傾向」として、「首尾一貫せる頑迷な国家人民党の連中とナチス」を包含するフーゲンベルクⅡヒトラーのグループと、「穏健な国家人民党员、中央党、ブルジョア少数グループ」を包含する「民族保守主義のグループ」が存在し、この二つのグループの媒介者として「国防軍の将軍達とヒンデンブルク」が存在したとされるが、ドイツの大部分の資本家達は、危機の深化に直面して、「大連合の粉碎と強力にして純粹なるブルジョア政府の樹立」を望み、特に、後者のグループは、大統領権力の強化を要求し、「議会の術策」によってではなく、「ヒンデンブルク個人の意志によって成立する」新政府の樹立、「危機に際して必要な措置、特に賃金、俸給、社会的給付の徹底的な削減の実施」、国会の反対ある場合には「大統領の緊急令」による計画の実現を主張していた。⁽⁴⁾こうした動きは、一九三〇年三月三〇日、議会に基礎をもたず大統領の権威のみに基づく最初の大統領政府ブリュネニング内閣の成立、G・シュルツが「大統領の独裁権力による憲法体制

の永続的な破壊の開始⁽⁵⁾と呼ぶ、七月の、「ドイツ救援法」の緊急令による再公布によって実現される。その後、九月のライヒ議会選挙におけるナチスと共産党の躍進を受けてのSPDの「寛容」路線への転換、一九三一年の財政・経済危機による激しい政府批判を受けてのブリュニング第二次内閣の成立、一九三二年三月・四月のヒンデンブルク再選をめぐるヒンデンブルクとブリュニングとの不協和音、シュライヒャーのナチスを容認するという右傾内閣構想によるブリュニング解任とパーペン政府の擁立、そして、いわゆるパーペン・クーデタによるプロイセン政府の解体、その直後におこなわれたライヒ議会選挙におけるナチスの大躍進（二〇七議席から二三〇議席、続く一月のライヒ議会選挙を受けてのパーペンの「新国家」構想とシュライヒャーの「横断戦線 *Querfront*」構想との対立、そしてパーペン解任とシュライヒャー内閣の成立（「横断戦線」の失敗、これに対する資本家達の政府不信とパーペン・ヒトラー提携の動きがあり、一九三三年一月三〇日、ヒンデンブルクはシュライヒャーを解任し、ヒトラーをその大統領政府の首相に任命したのである。

以上のような共和制末期の政治状況において、四八条の拡大解釈を通じて大統領独裁と強い国家の理論を展開していたC・シュミットがどのような政治的立場にいたかという問題は、彼の政治理論と政治実践を考察するうえで重要である。この問題に関しては、すでに一九七一年、H・ムートが「一九三二年夏のドイツ国内政治におけるカール・シュミット⁽⁶⁾」という長い論文を書き、「シュミットはパーペン政府の一員であった」と主張していた。これに対し、一九七八年、J・W・ベンダースキーが「一九三二年夏のシュミット・再考⁽⁷⁾」というムート批判の論文を書き、パーペンではなく、シュミットとシュライヒャーとの関係こそ重要であると指摘した。さらに、ベンダースキーは、このテーマを発展させて、一九八三年、「ライヒの理論家カール・シュミット⁽⁸⁾」（邦訳「カール・シュミット論―再検討への試み」）を発表している。本稿では、この二人の主張を整理比較し、ワイマル末期におけるシュミットの政治的位置と、そこから浮びあがってくるシュミット像を考察してみたい。

- (1) A. Rosenberg, *Geschichte der Weimarer Republik*. 1935. SS. 210-211. 吉田輝夫訳『ヴァイマル共和国史』東邦出版、一五四ページ。
- (2) E. Kolb, *Die Weimarer Republik*. S. 140. 柴田敏二訳『ヴァイマル共和国史研究の現状』刀水書房、二二二ページ。
- (3) a. a. O., S. 123. 前掲書一九五ページ。
- (4) A. Rosenberg, a. a. O., SS. 206-207. 前掲書二四八～二四九ページ。
- (5) Gerhard Schulz, *Zwischen Demokratie und Diktatur. Verfassungspolitik und Reichsreform in der Weimarer Republik*. Band I. Die Period der Konsolidierung und der Revision des Bismarckschen Reichsaufbau 1919～1930. 1963. S. 606.
- (6) Heinrich Muth, *Carl Schmitt in der deutschen Innenpolitik des Sommers 1932*. *Historische Zeitschrift* 1971. Beiheft 1.
- (7) Joseph W. Bendersky, *Carl Schmitt in the summer of 1932: A Reexamination*. *Revue européenne des sciences sociales*, Tome XVI, No. 44 (1978).
- (8) J. W. Bendersky, *Carl Schmitt-Theorist for the Reich*. Princeton University Press, 1983. 宮本盛太郎・古賀敬太・川合全弘訳『カール・シュミット論』御茶ノ水書房、一九八四年。

二、H・ムートの解釈

H・ムートは、まず、一九三三年以降のナチスとの関係からシュミットの全体像を形成する従来のシュミット把握に対して、「シュミットは、ワイマル憲法の否定者ではなく、擁護者であつた」⁽¹⁾点を強調する。彼は、シュミットが一九五八年の『憲法論集』に再録した一九三二年執筆の「合法性と正当性」の末尾に付した注の、「この論文は一九三二年七月一〇日には完成していた」という日付と「憲法の友と敵を問うことを拒否する法学から、ワイマル憲法の最後のチャンスである大統領制を救う絶望的な試み」⁽²⁾という位置づけに注目しながらも、たとえこうした注がなくとも、シュミットの諸著作を現代史と関連づけながら考察するならば、「憲法改正に制限を加え、合法革命の道を阻止しようとした」というシュミットの望むとおりの評価に帰着すると主張する⁽³⁾。その理由として、ムートは以下のように

な点を挙げる。まず、シュミットはすでに一九二四年に「ワイマル憲法第四八条によるライヒ大統領の独裁」⁽⁴⁾において、「一方で憲法の不可侵性を主張しつつも、他方で措置に法律に代る法律的効力を認め、そのことにより不可侵性の原則を大幅に緩和するとともに、非常措置権の拡張的運用をかなりの程度に追認し弁証」⁽⁵⁾する通説に対し、確かにライヒ大統領に、「一時的で目的合理的な憲法破壊の広範な権限を承認」しはしたが、授権の目的性、「措置」の「目的合理的で一時的な個別の指示および命令への限定」、「措置」による法律の代用の禁止という限界を認めていたし、また、何よりも、憲法の基礎にある根本的決断は、たとえ憲法七六条にいう特別多数をもってしても変更不可能とし、ライヒ大統領、ライヒ政府、ライヒ議會を「組織的ミニマム」と主張し、連邦国家、共和国、民主主義、議会議主義など全て憲法改正により変更可能としたアンシュッツら「不可侵性」論者を批判した。これこそ、後の、「我々は合法的な方法で我党を決定的な党にしよう。しかし、我々が憲法上の諸権利を獲得したならば、我々は、国家を我々の正しいと信じるものへ作り変えよう」⁽⁷⁾というヒトラーのライプチヒ宣言、いわゆる「アドルフの合法性」⁽⁶⁾の核心と危険性を予告するものであったし、実際、ワイマルの危機の時代に、彼は繰り返しこの問題を取り上げ、「常に新たな形を凝らしながら、この全く表面的な合法性把握のもとらず政治的結果」⁽⁹⁾の脅威を警告した。たとえば、一九三一年の「憲法の番人」では、「形式的合法性」はライヒ憲法から「その実質と基礎」を取去り、「全ての内容に対して無関心で中立的な変更手続」となり、全ての政党に「平等なチャンス」を与えることによって、「別の憲法を成立させる」⁽¹⁰⁾と指摘し、一九三二年の『合法性と正当性』では、さらに、その政治的帰結について、「この多数を獲得した者にはや不正を行うことはなく、自分の行う全ての行動を法および合法性に変えるであろう」⁽¹¹⁾と述べ、「もしライヒ憲法に反対する政党が、合法的権力を掌握したならば、その政党は権力の中に逃げ込み背後の戸を締めるために、すなわち、合法的に合法性原理を除去するために、合法的権力を利用するであろう」⁽¹²⁾と警告した。また、七月二〇日事件の直後に発表した「プロイセン邦に対するライヒ・コミサール派遣の合憲性」では、明確にナチ党と共産党を前提

として、「反国家的政党に平等なチャンスを与え、その党に、国家意志形成の合法的可能性を武器として付与することなど全く不可能である」と主張した。かくして、こうしたシュミットの一貫した実証主義的合法性に対する批判から、ムートは、「一九三二年夏の国内政治状況において、これだけ明確に以上のような考えを表明した者が、ナチ党員でありうるはずがないし、また、ナチ党の支持者でもシンパでもありえようはずがない」と結論する。⁽¹⁴⁾

以上のように、シュミットとナチスとの距離を明確に示したうえで、ムートは、次に、「ワイマル憲法の擁護者」としてのシュミットの政治的立場をより具体的に確定して行く。しかし、その説明は、シュミットの大統領政府との関係をアンビバレントなものとして捉えているため、それほど明確なものではない。たとえば、一九三〇年夏、シュミットはライヒ大蔵省より、緊急令の財政領域への転用に対する批判の総括を依頼され、自分らの四八条解釈に基づく反批判の鑑定を行い、大蔵省はこの鑑定を「根本的な支え」とするが、シュミット自身は「ブリューニング政府の緊急令による法律の代行行為に対しては距離を置いていた」と推論するのである。さて、ムートは、七月二〇日事件と『合法性と正当性』とを手掛かりにシュミットの政治的立場を説明するのであるが、まず、T・トルンプの研究を⁽¹⁶⁾基礎に、七月二〇日事件の準備に係わる資料の中にシュミットの名前が出てこないことから、七月二〇日事件との直接的関係はないとし、また、七月二〇日事件は「パーペン・クーデタ」と言われる程パーペンと結び付けられているが、実際には彼自身の計画であるよりも、プロイセン介入をナチス「飼い慣らし」策に役立つと踏んだK・フォン・シュライヒャーと、DNVPの復古的な綱領実現を目指すW・フォン・ガイルの主導によってなされたものである⁽¹⁷⁾。したがら、この事件は、一九三二年夏の緊迫した政治状況のみによって発生したものではなく、DNVPの長年の、特に一九二四年の入閣交渉で要求した「プロイセン政府の即時改造」以来の計画の実現であるとみる⁽¹⁸⁾。また、ムートは、シュライヒャーよりも、事件へのDNVPの影響を重視する理由として、ガイルとフーゲンベルクとの交友関係や、「プロイセン行動は、人事の面で、プロイセン行政におけるDNVPの一種の権力掌握」を意味するものであっ

たことを挙げる。⁽¹⁹⁾これに対して、シュミットとガイルとの関係は、ライヒ内務省次官のツバイゲルトの仲介によるものと示唆しながらも、⁽²⁰⁾シュライヒャー一派との関係以前には、確認できないとしている。⁽²¹⁾にもかかわらず、ムートが「シュミットは、共和国のこの危機の時代に、パーベン政府とその背後にいるDNVPの政治的幻想を共有⁽²²⁾」しており、「シュミットは、一九三二年の夏、パーベン政府の一員であった⁽²³⁾」とするのは、以下のような理由からである。まず、七月二〇日事件を示唆するDNVPのプロパガンダの渦中で「合法性と正当性」が書かれたこと、ワイマル憲法第一編を放棄し第二編を選択すべきという『合法性と正当性』の結論はプロイセン行動を正当化するものであること、そして彼の交友関係から、事前にこの計画のあることを知っていただろうと推測されること⁽²⁴⁾。ぎに、七月二五日の閣議でのパーベン発言、すなわち、シュミットが当該事件のライヒ側弁護人として立つことになっており、さらに、近日中に、ライヒのプロイセン行動に法的根拠を与える記事を新聞に発表するであろうという発言と、何よりも、一〇月一〇日から一四日まで、および一七日の六日間にわたりライプツヒの国事裁判所において行われた「プロイセン対ライヒ」裁判のライヒ側弁護人としてライヒの行動を正当化したという公然たる事実⁽²⁶⁾、最後に、パーベン政府の行動は「ナチスに対して大きな損失をもたらした⁽²⁷⁾」というシュミット発言を記しているというケスラー伯のメモが挙げられる。

以上は、七月二〇日事件を中心としたシュミットとパーベン・ガイル・DNVPとの関係の論証であったが、この関係を強調する上で重要なもう一つの論点がある。それは、憲法改正、「新国家」構想問題である。ムートは、『合法性と正当性』の、ワイマル憲法第一編を放棄し第二編を選択するという「二つの憲法」論理は、現行制度の放棄と新たな憲法の創造を認める論理、したがって、憲法改正の必要性を承認するものであり、これはガイル発言とも一致する⁽²⁸⁾し、また、フォン・フライターク・ローリングホーフエンにより起草され、一九二七年一月にDNVPの綱領の一つに決定し、パーベン・ガイル政府の憲法判断の基礎となった憲法草案と酷似している。特に、「新国家」への最

大の障害である議会批判や「新国家」の支柱となるライヒ大統領の地位に関する分析においてシュミットの強い影響が認められると主張する。⁽²⁹⁾しかし、ムートは、「一九三二年当時の DNVP の復古的提案のどこにもシュミットの名前が出てこない」ので、「シュミットは、この構想の公的擁護者ではなかった」とする。このアンビバレントな説明に、ムートは、「長名連合」でのシュミットの、「まず強い国家を、次に上院問題を」という上院問題発言を取り上げ⁽³¹⁾、ムートによれば、パーベンは、一九二〇年の中央党の党内対立の際、中央党に留まりはするが DNVP に強く傾斜した身分的・反議会主義的グループの代表的人物であり、彼の上院構想はカトリック的職能身分的秩序への信仰告白である。⁽³²⁾これに対し、シュミットは、『政治的ロマン主義』で、カトリシズム内部のロマン主義的傾向、議会主義的傾向、共和主義批判を行なったが、彼のカトリシズムへの態度は必ずしもパーベンとは同一ではなかった。シュミットは、一九二二年のカトリック・ミュンヘン会議で示したように、カトリック教会に、その身分的秩序よりも高次の、「反対物としての複合体」としての価値を認めていた。⁽³³⁾この差異が、上述の上院発言となったのであり、それは、シュミットが「パーベンから離れたことを意味しない」。⁽³⁴⁾危機の時代に政治的影響力を行使しようとすれば、そうした身分的傾向との妥協も必要であるし、⁽³⁵⁾また、いかに状況の変化があったとはいえ、かつての憲法改正「反対」論者としては、『合法性と正当性』による論拠の提供や弟子達（フリーバー、フォルシュトフなど）による憲法改正正当化論の展開の許可を与えるという、間接的支持を行うしかなかった。

また、シュミットとシュライヒャーとの関係を消極的に捉える点に関しては、九月危機にシュミットがシュライヒャー側近のオットと会談し、ライヒ議会選挙の延期を正当化しうる旨示唆し、これをパーベンが一月に提案したにもかかわらず、シュライヒャーがパーベン提案に反対したため失敗に終わったことが挙げられる。⁽³⁷⁾

要するに、ムートは、ワイマル末期におけるシュミットの政治的位置づけの最大の論拠として『合法性と正当性』を取り上げ、「カール・シュミットの合法性に関する著作の主題に従うならば、彼は一九三二年の夏の時点では、ナ

キ党の支持者ではなかった。その著書はドイツ国家人民党と政府の計画に対する協力行爲⁽³⁸⁾であり、この位置づけから、シラミットのナチスへの早い転向も説明可能だと結論する⁽³⁹⁾。

- (1) H. Muth, a. a. O., S. 102.
- (2) C. Schmitt, Verfassungsrechtliche Aufsätze aus den Jahren 1924-1954. 1958. S. 345.
- (3) H. Muth, a. a. O., S. 88.
- (4) C. Schmitt, Die Diktatur des Reichspräsidenten nach Art. 48 der Reichsverfassung. Veröffentlichungen der Vereinigung Deutschen Staatsrechtslehrer H. 1, 1924.
- (5) 聖徳院規「憲法叢書の概念」(11) 神奈川法學一〇巻一号「一九七四」一三ページ。
- (6) C. Schmitt, Die Diktatur des Reichspräsidenten, S. 72f., 91, 93f., 95f. H. Muth, a. a. O., SS. 88-89.
- (7) Alan Bullock, Hitler. Eine Studie über Tyrannei. 1957. S. 162.
- (8) H. Muth, a. a. O., S. 94.
- (9) a. a. O., S. 95.
- (10) C. Schmitt, Der Hüter der Verfassung. 1931. S. 113.
- (11) C. Schmitt, Legalität und Legitimität. S. 33, Verfassungsrechtliche Aufsätze, S. 286.
- (12) Legalität, S. 37f., Verfassungsrechtliche Aufsätze, S. 289f.
- (13) Die Verfassungsmaßigkeit der Bestellung eines Reichskommissars für das Land Preußen, DJZ 37 (1932), S. 958.
- (14) H. Muth, S. 97.
- (15) H. Muth, S. 99f.
- (16) Thomas Trunpp, Franz von Papen, der preußisch-deutsche Dualismus und die NSDAP in Preußen. Ein Beitrag zur Vorgeschichte des 20. Juli 1932, phil. Diss. Tübingen 1963.
- (17) H. Muth, S. 103.
- (18) a. a. O., S. 104.
- (19) a. a. O., SS. 105-106.
- (20) a. a. O., S. 113.

- (21) a. a. O., S. 106. 邦文『Wolfgang Runge, Politik und Beamtentum im Parteienstaat. Die Demokratisierung der politischen Beamten in Preußen zwischen 1918 und 1933. 1965. 参照。』
- (22) a. a. O., S. 136.
- (23) a. a. O., S. 107.
- (24) a. a. O., S. 106.
- (25) a. a. O., S. 107. 邦文 DJZ 37. Jahrgang. Heft 15. (1. August 1932).
- (26) この裁判に關しては、山口利男「国家学の危機とクルマン・クラー『七月二〇日事件』の裁判過程を中心として」『年報政治学：危機状況と政治理論』一九七三、参照。
- (27) a. a. O., S. 107.
- (28) a. a. O., S. 115.
- (29) a. a. O., SS. 116-118.
- (30) a. a. O., S. 125.
- (31) a. a. O., S. 125.
- (32) a. a. O., SS. 125-127.
- (33) a. a. O., SS. 129-130. C. Schmitz, Römischer Katholizismus und politischer Form. 1925. S. 10.
- (34) a. a. O., S. 125.
- (35) a. a. O., S. 131.
- (36) a. a. O., SS. 132-134.
- (37) a. a. O., S. 132.
- (38) a. a. O., S. 136.
- (39) a. a. O., S. 136.

三、J・W・ベンダースキーの解釈

これに対して、J・W・ベンダースキーは、前掲論文において、ムート解釈を、「ナチズムの予言者」という従来のシュミット神話を拒否している点で評価しながらも、「一九三二年の夏、シュミットは、パーベン政府の「一員」であり、その諸著作は「反動的な憲法改正をめざすパーベン・ガイル計画を推進するためのもの」としている点で、批判する⁽¹⁾。ベンダースキーの論旨は、明確であり、一貫している。ベンダースキーによれば、シュミットの立場は、国内の平和と安定（秩序回復）であり、その基礎には「深いリアリズム」がある。そのリアリズムにおいて決定的要素たりうるのは、正統な権威即ち大統領と軍隊であり、双方の協力によって秩序と安定を回復しようと考えている。それゆえ、「危機の只中での秩序の変更に不測の危険をはらんでいる」とするシュミットは、「危機を利用してDNVPの反動的野望を実現しようとした」パーベンではなく、「安全と安定の回復を最優先させる」シュライヒャーと結びつくのは当然であり、様々な資料も、パーベンとの関係よりもシュライヒャーとの関係の方が密接であることを示している。したがって、『合法性と正当性』は、「DNVPを支持するためのものではないし、ライヒ政府の行動を単に正当化するためだけのものでもない」。それは、安定と秩序回復を希求するワイマル初期からの彼の首尾一貫した意見表明なのである⁽²⁾。

この「秩序と安定」の観点から、ベンダースキーは、ムートと同じ事実を取り挙げながら新たな資料を駆使しつつ、ムートとは若干ニュアンスの異なるシュミット解釈を施し、最終的に上述の結論へと結びつけて行く。たとえば、一方で無限定な憲法改正に反対しながら、他方で大統領権限の拡大解釈を行うのは、大統領を主権独裁の地位に高めるためでも、また、大統領を「新国家」実現の第一歩にしようとするためでもなく、あくまでも現行秩序の安定を図るため、具体的危機の状況に対応する、議会の多元主義に超然とした中立権力としての大統領に裁量を認めようとする

ものであり、それゆえに、大統領権限の限界を認めており、この考えは SPD のエーベルトが大統領の時から一貫したものとされる⁽³⁾。また、シュミットと大統領政府との関係については、シュミットがベルリンへ移った一九二八年頃、ポピーッツの仲介によって始まったとされるが、特に、シュライヒャー側近のマルクスやオットとの交流を通じてシュライヒャー一派の中で法律顧問的役割を演じたことが強調される⁽⁴⁾。また、一九三〇年、ブリューニングによる大統領緊急命令統治の法的基礎づけはシュミットに負うところ大と認めるが、そのときに、シュミットは、「大統領制を、反動的憲法改正への第一歩、あるいは、DNVP や保守革命派が望んでいた『新国家』への導入とはみていない⁽⁵⁾」、むしろ、危機の間に憲法を改正することは測り知れない危険な実験に導く可能性ありという観点から、「私は、いまますぐ、この数箇月のうちに、根本的な憲法改正問題を提起し、国家が資本主義体系へと回帰すべきか社会主義国家になるべきか決めることなど不可能であると思う⁽⁶⁾」と、『Kunstwart』誌上で公的にこの計画を「拒否」した点が挙げられる⁽⁷⁾。更に、一九三二年の政治的立場を考えるうえで重要な要素は、一九三〇年以後のナチスの飛躍的台頭であり、シュミットとシュライヒャーは、「大統領政府による安定化と極端な政党による既存秩序の破壊に反対する⁽⁸⁾」点で一致し、シュライヒャーはナチ党のコントロールに腐心し、シュミットはヒトラーの「合法性」宣言とナチ党のコントロールが疑わしくなったために『合法性と正当性』を書き⁽⁹⁾、「憲法は自らを破壊するために合法的方法を提供しない」と主張したのであって、憲法を改正するためではない。もちろん、シュミットは、「最終的には憲法改正は不可避であると認めていた⁽¹⁰⁾」が、ナチス台頭という危機を目前にして、憲法改正よりも「安定の回復」を優先させたのである⁽¹¹⁾。『合法性と正当性』執筆直後の七月二〇日事件に関する裁判でライヒ側弁護人となったことについては、それまでのシュミットの大統領制論や、「ブリューニング時代からの大統領政府の法律顧問的立場」からみて当然のことであり、しかも、法廷における彼の発言や新聞に発表した記事は、年来の彼の持論たる、中立権力としての大統領の役割について述べただけであり、パーペン、ガイル、DNVP の憲法改正計画とは無関係である⁽¹²⁾。パーペンとシュミットの関

係を示す資料は、裁判の準備（パーペン発言）に関するものしかないが、シュミットとシュライヒャー一派との関係を示す資料は多い。⁽¹⁴⁾そして、何よりも、パーペンとシュライヒャーとの間に亀裂が生じたのは、「シュライヒャーの傀儡首相パーペンが、危機を利用して反動的改革を行うという独自の政策を追求していることが明白となった」⁽¹⁵⁾ときからであり、シュミットは、七月選挙においては、国内秩序の回復と安定化という基本的立場から、「合法性の乱用」⁽¹⁶⁾という新聞記事を發表して、ナチス批判を行い「シュライヒャーを援護」⁽¹⁷⁾した。しかし、このことから、「シュミットがシュライヒャーの部下であったとか、將軍の陰謀に彼の憲法解釈を適合させたという結論を引出すことは正しくない」。シュミットの構想の中で、国防大臣は国内秩序の回復と安定化を図るための決定的な要素だからである。⁽¹⁸⁾また、当然ながら、「長名連合」においてシュミットが行った、即時憲法改正や上院構想の過大評価に対する警告は、「彼が、パーペン・ガイル改革案を、現行危機の解決策と見ていなかったことの証拠」⁽²⁰⁾とされる。

ところで、ムートが、シュミットとシュライヒャーの関係を消極的に捉える根拠とした、ライヒ議会選挙の延期問題に関しては、当初は、シュライヒャーが提案しヒンデンブルク（およびパーペンと大半の閣僚）がこれを拒否したこと、一〇月二〇日の閣議でシュライヒャーが再度提案したとき「憲法改正問題を除外すべきである」とのべ、これをシュミットの友人ポーピッツが支持したこと、一二月一日のパーペンによる同一提案（もつとも、これには憲法改正も含まれていたが）に対するシュライヒャーの拒否は「クレータとみなされ、民衆の支持を得ることができず、内戦を招く恐れがある」との判断からであったこと、そして、さらに同じ提案をシュライヒャーが一九三三年一月に行ったことが挙げられ、決してシュミットの示唆をシュライヒャーが無視したのではなく、むしろ、シュライヒャーとシュミットの提案がヒンデンブルクとパーペンによって拒否されたために、二人が最も恐れた事態、すなわち、現行憲法の破壊を目指す政党内、「平等なチャンス」という合法的武器を与え、権力の座に就かせるといふ事態が帰結したとされる。⁽²²⁾かくして、一九三三年での、憲法の自由主義的組織部分を放棄し、「憲法の本質」とみなす「ドイツ人の権利と義務」

を規定した第二編を中立的権力たる大統領権限によって守ろうというシュミットの決断は、ドイツの政治的麻痺とナチスによる脅威の文脈において評価されるべきであり、「ワイマル国家と憲法の擁護者」というシュミットの自己規定は、決して彼の自己弁護ではなく事実なのである、と結論される。⁽²³⁾

以上は、「一九三二年夏のカール・シュミット…再論」におけるムート批判であるが、ペンダースキーは、『カール・シュミット、ライヒの理論家』において、更に詳細に、より豊富な資料を用いて、シュミット―シュライヒャーの関係の緊密さを論証するのであるが、ここでは、ムート批判に関する点のみを指摘しておく。すなわち、パーベンの *Memoirs* やガイルの *Nachlass* の中で「シュミットのこととはまったく触れられていない」点⁽²⁴⁾が繰り返され、弟子達に憲法改正を支持する論文を書かせたというムートの主張に対して、これらの論文は「将来必要となる憲法改正のあり方について、予備的な法的考察を提供しようとするもの」であり「即時の憲法改正を示唆する表現など、まったく見当たらない」と反論、そして最後に、確かに「一九三二年当時、ムートの誤解を生じさせるような要素があったことが指摘され、ムートのシュミット解釈もそれに類するものであることが示唆される。すなわち、当時、『合法性と正当性』は、シュミットと親しかった人達、たとえばO・キルヒハイマーやW・ギュリアンから、「逆行的な『憲法革命』に基礎を提供した」、「右翼が要求しているような類の憲法改正に学問的装いを施すもの」と非難され、シュミットは「パーベン・ガイルの反動的な憲法改正案に理論的支柱を提供している人物の一人」と目され、「この時期のシュミットの著作は、ことごとくこのような印象の下に解釈された」と。しかし、ペンダースキーは、パーベン自身が「この噂を否定した」点を強調し、「パーベンの桂冠法学者は、実際、首相の憲法改正構想に全く共感を抱いていなかった」⁽²⁶⁾のであり、「大統領政府の開始以来、シュミットは、シュライヒャーを目して、危機下にドイツの舵取りをしうる指導者とみ、自分の政治・法理論を通じて彼に助力することを望んできた」⁽²⁷⁾のであると結論するのである。

(一) J. W. Bendersky, Carl Schmitt in the summer of 1932: a reexamination. S. 39.

- (2) a. a. O., SS. 39-40.
- (3) a. a. O., SS. 40-42.
- (4) a. a. O., S. 43.
- (5) a. a. O., SS. 44-45.
- (6) Carl Schmitt, "Zur politischen Situation in Deutschland," *Der Kunstwart*, Jrg. 44, Nr. 4 (Oktober 1930-September 1931), S. 255.
- (7) J. W. Bendersky a. a. O., S. 45.
- (8) a. a. O., S. 45.
- (9) a. a. O., SS. 45-46.
- (10) a. a. O., S. 46. C. Schmitt, *Legalität und Legitimität*. S. 61. 前提論文「八六ページ」
- (11) C. Schmitt, *Legalität und Legitimität*. S. 97.
- (12) J. W. Bendersky, a. a. O., S. 47.
- (13) a. a. O., S. 48.
- (14) a. a. O., S. 49.
- (15) a. a. O., S. 49.
- (16) C. Schmitt, "Der Mißbrauch der Legalität," *Tägliche Rundschau* (19. Juli 1932).
- (17) J. W. Bendersky, a. a. O., S. 49.
- (18) a. a. O., SS. 49-50.
- (19) C. Schmitt, "Gesunde Wirtschaft im starken Staat," *Mitteilungen des Vereins zur Wahrung der gemeinsamen wirtschaftlichen Interessen in Rheinland und Westfalen*, Jhg. 1932, Nr. 1, Heft 21 (23. November 1932). 42ページの註
演題「シュミットの要約」山下威士「カール・シュミット研究」南窓社 一八六一一九〇ページ。
- (20) J. W. Bendersky, a. a. O., S. 51.
- (21) a. a. O., SS. 50-51. 42ページの註を関する最近の研究「ヘルゲ・ワーム」"Legalität und Legitimität—eine fast
vergessene 'Vortragsnotiz' aus dem Reichswehrministerium", *Der Staat*, 27. Band 1988, Heft 1. 44ページ
- (22) a. a. O., S. 52.

- (23) a. a. O., SS. 52-53.
- (24) J. W. Bendersky, Carl Schmitt: theorist for the Reich. S. 158. 前掲訳書' 二〇五ページ。
- (25) a. a. O., S. 182. 前掲訳書' 二二一ページ。
- (26) a. a. O., SS. 178-180. 前掲訳書' 二二五—二二七ページ。
- (27) a. a. O., S. 186. 前掲訳書' 二二三ページ。

四、若干のまとめ

これまで、ムートとベンダースキーの解釈を考察してきたが、双方が共通に認めている点は、まず、『憲法の番人』『合法性と正当性』および新聞・雑誌記事を通して、加熟化する政党対立、主として「反憲法政党」たるナチ党と共産党の対立の激化と台頭を前提として、形式的合法性の危険性を警告し、特に末期には明確にナチ批判を展開したこと、次に、七月二〇日事件に関する裁判においてライヒ側の弁護人として法廷に立ちライヒのプロイセン行動を擁護したこと、そして、ブリュニングからパーベン、シュライヒャーに至る大統領政府に対し、ライヒ議會選挙延期問題を含め、条文の拡大解釈を通じて、法的根拠を与えたこと、したがって、双方とも、従来の「ナチズムの予言者」というシュミット神話を拒否し、「ワイマル憲法の擁護者」としている点である。これに対して、相違点は、その「大統領政府の弁護人」としての立場を、ムートは、パーベンの側から捉え、ベンダースキーはシュライヒャーの側から捉える。このとらえかたの相違は、パーベンとシュライヒャー双方の人脈・党派性の問題、憲法改正・二院構想に対する対応と結びついて、異なるシュミット像を形成する。それゆえ、以下、相違点を比較しながら、「ワイマル憲法の擁護者」というシュミット像を考察してみたい。

まず、人脈の問題であるが、ムートは、シュミットとガイルとの関係を重視し、ガイルを接点としたパーベン・

DNVP の関係の中で、すなわち、保守主義ないし保守グループとの関係を捉え、「パーベン政府の弁護人」としてのシュミットの立場を示しているが、この捉えかたは、ベンダースキーが批判⁽¹⁾し、ムート自身も認めているように、裁⁽²⁾判への関与と、DNVP の憲法改正案との思想的近似性ないし類似性に負うところ大であり、資料的に不十分である。これに対して、ベンダースキーは、「大統領政府の黒幕」としてのシュライヒャー將軍とその一派の役割を前提にしながら⁽³⁾、シュミットとシュライヒャー側近との密接な関係を多くの新たな資料を基に解明⁽⁴⁾し、シュミット・シュライヒャー関係を軸として、ブリューニング、パーベン、シュライヒャー三人の「大統領政府の弁護人」としてのシュミットの立場を明かにしている。しかし、双方とも、その人的関係づけの中で、シュミットを自律した存在として、したがって、彼の思想の一貫性を前提としている。それゆえに、この、人的関係の把握の差異から生ずる、『合法性と正当性』の捉え方、特に、憲法改正問題、二院構想に対する対応の差異は重要である。ムートにおいては、『合法性と正当性』の「二つの憲法」論における「第二編」の選択は実質的憲法改正と捉えられ、パーベンの「新国家」案や DNVP の憲法改正要求と結びつけられ、二院構想および憲法改正問題に対するシュミットの慎重な発言はその関係づけの中へ解消ないし無視される。「長名連合」での即時の憲法改正と二院構想実現に対する反対発言に関しては、パーベンとのカトリック観の差異、政府への影響力保持のための妥協に求められる。シュミットをドイツ保守主義の中に位置づけようとするムートの解釈は、「憲法改正の不可避性」⁽⁶⁾発言はあっても、即時の憲法改正の明確な発言がないだけに、矛盾をはらみ、説得力に欠ける。

これにたいして、ベンダースキーは、シュライヒャー個人よりも軍人としての「秩序と安定」機能に着目し、シュライヒャーとシュミットの関係から、党派政治に超然とした、「秩序と安定」を一貫して希求する理論家というシュミット像を形成する。この、「変革よりも安定を」という解釈からすれば、『合法性と正当性』において「憲法改正の不可避性」を認めつつも、憲法そのものが政党政治の「戦術的な妥協の道具と化す」⁽⁸⁾ことを危惧した慎重な発言や、

戦術の「即時の憲法改正や二院構想の実現」の反対発言は、十分説得力を持ち、ワイマル末期におけるシュミットの政治的位置を考察するうえでより広い視野を提供する。しかしながら、この立場からのみ、少なくともワイマル期のシュミットを解釈しようとするならば、他の解釈の余地ある諸事実を一面的に捉えるか無視することになり、逆に、シュミットの思想ないし思想形成過程のダイナミズムを見失うことにもなりかねない。たとえば、ベンダースキーは、保守革命との関係を否定し、既存秩序を承認し擁護する「理性の共和派」とシュミットを規定するが、シュミットの思想形成において保守革命との思想的関係が全くなかったのかどうか疑問が残るし、現行秩序を承認したという意味では「理性の共和派」であっても、危機における秩序と安定の回復を理由に、四八条という例外規定からの逆転した憲法解釈を続け、一切を大統領一人への絶対的帰依に依拠した国家の正当化論に墮す彼の理論を、共和国擁護を主張するがゆえに、「理性の共和派」としうるのかどうか、よし、彼を「理性の共和派」の極限形態と認めるにしても、「シュミットの諸著作や、政治指導者たちに対する彼の助言が、共和国の崩壊へと連なる危機に対して責任を有していると考えるべきではない。ただしシュミットの全努力は安定の回復に向けられていたし、ワイマル共和国の将来は、いずれにせよ、一知識人が変化させることなどできない政治情況によって決定されたからである」というベンダースキーの主張には疑問が残る。ベンダースキーと同じテーマを彼より早く展開したG・シュワープが、『合法性と正当性』を前提としながら、ワイマル末期におけるシュミットの位置について、次のように指摘していることは重要である。「シュミットの著作を読めば、主権独裁が委任独裁にきびすを接して続いたのであるということ、そしてある時点で、シュミットのいう大統領制の原理を体现した新憲法が起草され、それが国民に提示されてその承認を得ることになったであろう、ということ推測するのは困難ではない⁽¹³⁾」。ワイマル末期においてシュミットが助言し正当化し構想していた大統領制こそ、一九三三年一月に、議会多数による連合内閣形成のヒンデンブルクの要請を拒否して、まさにヒトラーの要求したものであったことは、ワイマル末期におけるシュミット政治理論の位置を象徴するもの

たのびたかたかたか。

- (1) J. W. Bendersky, Schmitt in the summer of 1932, S. 49.
- (2) H. Muth, a. a. O., S. 125.
- (3) Thilo Vogelsang, Kurt von Schleicher: Eine General als Politiker. 1965. Peter Hayes, "A Question Mark with Epauletes" ? Kurt von Schleicher and Weimar Politics," Journal of Modern History, Vol. 52 (March 1980).
- (4) J. W. Bendersky, a. a. O., S. 44, Erich Marcks, "Staat und Wehrmacht," Wissen und Wehr, Heft 2 (1930), "Reich, Volk, und Reichswehr," Wissen und Wehr, Heft 1 (1931).
- (5) H. Muth, a. a. O., S. 131.
- (6) C. Schmitt, Legalität und Legitimität, S. 97. 前掲訳書'一三七ページ'。
- (7) J. W. Bendersky, a. a. O., SS. 49-50.
- (8) C. Schmitt, a. a. O., S. 95. 前掲訳書'一三八ページ'。
- (9) たとえば、憲法改正問題に関して、不可避としつつも慎重な発言を繰返し、政変後の長名連合にて行った反対発言など、シュライヒャーのみの関係ではなく、ハーベン、シュライヒャーとの三角関係ないしその他の関係や、シュミット特有の形式的概念構成の問題など。
- (10) J. W. Bendersky, a. a. O., SS. 45-46.
- (11) J. W. Bendersky, Carl Schmitt, S. 29. 前掲訳書'三六ページ'。
- (12) a. a. O., S. 108. 前掲訳書'一三三ページ'。
- (13) G. Schwab, The Challenge of the Exception. An Introduction to the Political Ideas of Carl Schmitt between 1921 and 1936, 1970. S. 88. 宮本・初宿・服部・片山訳『例外の挑戦』みすめ書房'一二〇ページ'。